

ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、「ふるさとを応援したい。」「ふるさとに貢献したい。」という方々の気持ちを、寄附を通じて実現するための制度です。

都市と地方の税収格差を是正する方策として地方税法の改正が行われ、寄附金控除が大幅に見直されたことにより創設された制度です。出身地や応援したい自治体に寄附すれば、2,000円を超える金額について、一定額を上限に居住地の市区町村の住民税と所得税が減税される優遇措置が受けられます。

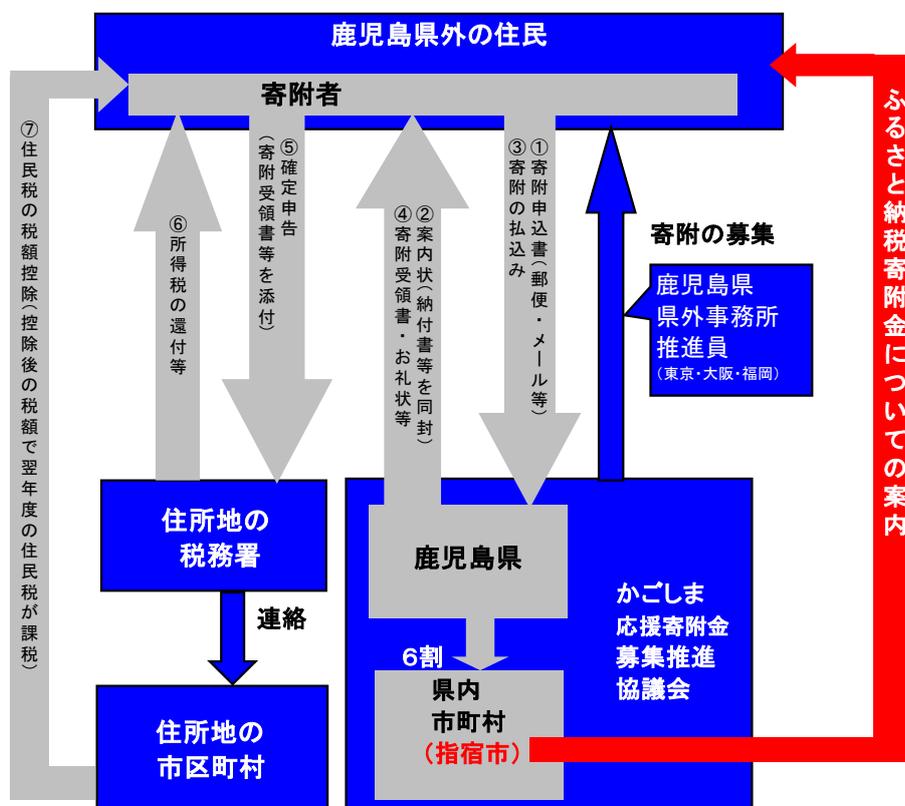
「ふるさと納税」は、税金ではなく、あくまでも寄附金です。結果的に個人住民税等の一部をふるさとに納付した形になることから、「ふるさと納税」と呼ばれています。

鹿児島における「ふるさと納税」

鹿児島県では、県と市町村が一体となって「かごしま応援寄附金募集推進協議会」を設立し、県が窓口となって郷土に対する応援寄附金を募る活動に取り組んでいます。

この寄附金の配分については、10分の6が市町村に、10分の4が県に配分されます。

寄附者が市町村を指定しない場合は、市町村配分金の4分の1が均等割、4分の3が人口割として各市町村に交付され、また、市町村を指定した場合は、市町村配分金の10分の6がそのまま指宿市に交付されます。



●詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください。

指宿市における「ふるさと納税」の取り組み

指宿市では、鹿児島県外にお住まいの方々に対して、積極的に寄附のお願いをし、寄せられた寄附金は、指宿市が目指す「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を実現するための事業、具体的には、「美しい自然・環境保全に関する事業」、「健康・福祉の増進に関する事業」、「人材育成及び文化・教育の推進に関する事業」に活用します。

また、寄附金は指宿市へ直接寄附することも可能です。その場合は、寄附金の全額が指宿市の施策に活用されます。

●指宿市へ直接寄附を希望される場合の申込書

寄附金優遇税制について

・所得税の優遇措置

所得税減税額 = (寄附金※1 - 2,000円) × 所得税率※2

※1 1月から12月までの1年間の寄付合計額。
総所得金額等の40%が上限。

※2 所得税の税率

課税される所得金額	税率(%)
195万円以下	5
195万円超～330万円以下	10
330万円超～695万円以下	20
695万円超～900万円以下	23
900万円超～1,800万円以下	33
1,800万円超	40

・住民税の優遇措置

住民税減税額※3 = ① + ②※4

① = (寄附額 - 2,000円) × 10%

② = (寄附額 - 2,000円) × (90% - 所得税率)

※3 総所得金額等の30%が上限です。

※4 住民税所得割額の10%が上限です。

●詳しくは鹿児島県ホームページ「寄付額の目安」をご覧ください。

その他

- ・住民税の税額控除は寄附をした翌年の住民税に反映されるため、住民税が課税されない場合は、控除を受けることができません。
- ・寄附金受領証明書(領収書)は、確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。
- ・お電話で振込先をお伝えして送金をお願いすることは一切ございません。
「ふるさと納税」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。
- ・寄附をいただいた方の氏名を広報誌等でご紹介する予定ですので、予めご了承ください。なお、氏名掲載を辞退されたい方は恐れ入りますが、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

問合せ先

〒891-0497

指宿市役所 鹿児島県指宿市十町2424番地

◎寄附の受付等について

総務部 財政課 財産契約係

TEL 0993-22-2111(内線143)

FAX 0993-24-3826

Email kikaku-zaisei@city.ibusuki.lg.jp

◎税額の控除について

市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0993-22-2111(内線221)